

「基本指針」を踏まえた「構想」の全体像

(平成17年5月31日総務大臣告示)

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

(構想を定めるに当たりよべき基準・構想の内容)

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

- ・都道府県内における市町村の望ましい姿
- ・自主的な市町村の合併の推進の必要性
- ・市町村合併を推進するに当たっての県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

- 自主的な市町村合併推進の必要性を明らかにするため、
- ・市町村の行政運営及び財政状況の現況
 - ・人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

(3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、**構想対象市町村**について、その組合せを示すこと。

なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね次に掲げる市町村をその対象とすること。

- ①生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- ②更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
- ③おおむね人口一万未満を目安とする小規模な市町村

なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情等のほか、旧法の下で市町村合併を行った経緯についても考慮すること。

(4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

奈良県市町村合併推進構想

県下の市町村にとっての市町村合併の必要性
県内の市町村の望ましい姿
県の役割等に関する基本的な考え方

市町村の現況、市町村の財政状況
人口・高齢化の今後の見通し

原則として県下すべての市町村が検討の対象

旧法下での市町村合併の取り組み
県の組合せに関する基本的な考え方
市町村の意向

市町村合併の組み合わせ

国の支援プランの検証

新法において定められた措置(勧告等)への対応

県市町村合併支援本部・県支援プラン等必要な措置の検討